

平成23年12月26日

お客様各位

輸送施設の使用停止処分のご報告とお詫び

大稲自動車株式会社
代表取締役 古賀 正吾

平素は弊社タクシーをご利用頂き格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社の運行管理業務に対して、平成23年9月15日に九州運輸局福岡運輸支局による監査を受けました。

その結果として弊社に対して、法令遵守違反の指摘により、下記のとおり、「輸送施設の使用停止」等の行政処分を受けました。(平成23年11月8日付け)

今回の処分において、指導記録の記載漏れや保存漏れに加えて、午前3時となっている帰社(帰庫)時刻を超過している事例が散見されたことが、指摘の主なポイントとなっております。

ここに、お客様に多大なご迷惑をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが発生することがないように、業務改善に取り組んで参ります。何卒、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

<指摘事項>

- 1 運転者の勤務時間及び乗務時間についての国土交通省告示の遵守が不適切であった。
- 2 運転者に対する指導及び監督に係る記録が不適切であった。
- 3 運転者に対する指導及び監督に係る記録の保存が不適切であった。
- 4 点呼の記録の記載事項等に不備があった。
- 5 乗務等の記録の記載事項に不備があった。
- 6 運転者に対する指導監督が適切に行われていない。
- 7 乗務員台帳の記載事項等に不備があった。

<行政処分内容>

- 1 輸送施設の使用停止処分
 - (1) 処分日車数 110日車
 - (2) 使用を停止する輸送施設
処分日車数による車両13両、遊休車両に対する車両3両(合計16両)
 - (3) 使用を停止する期間
処分日車数による車両(小型車)
平成23年11月14日から平成23年11月21日まで(8日間)12両
平成23年11月14日から平成23年11月27日まで(14日間)1両
- 2 警告処分
- 3 勧告処分

以上